

令和6年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和7年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
1. 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組				
◎外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備				
1	都道府県・指定都市が、域内に日本語教育を行き渡らせるための体制づくりのための取組（域内の日本語教育の総合的な体制づくり推進事業実施計画策定や日本語教育機関や企業等の関係機関との連絡調整、各地域の日本語教室への指導・助言等を行い域内の日本語教育に関する司令塔機能を担う総括コーディネーターの配置、日本語教育施策の協議、総合調整を行う有識者会議（総合調整会議）の設置等）に対し、その推進を図る観点から、国として補助を行う。	・都道府県・政令指定都市において地域日本語教育の総合的な体制づくりを行う自治体の数 ・地域日本語教育の総合的な体制づくりを通じて、都道府県等と連携して日本語教育を行う市区町村等の数	文部科学省	都道府県・政令指定都市等に対する補助事業として「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を推進し、地方公共団体等が、関係機関等と有機的に連携しつつ、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進している。令和6年度事業では前年度を上回る応募があり57件の採択を行った。また、当該補助事業では、補助事業者である都道府県等と連携して日本語教育を実施する市区町村（市区町村の国際交流協会を含む。）は、昨年度を上回る件数が見込まれており、地方公共団体における取組は広がる傾向にある。さらには、当該施策を通じ、「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図るため次のような取組を実施している。 ・地域における日本語教育の体制づくりのための取組を実施する都道府県等57件に補助を行っている。 ・都道府県の基本方針の作成状況については、令和2年以降、年度ごとに作成状況の調査を行い、把握に努めている。また、基本的方針に関する先進的な作成事例についても紹介し、作成を促している。 ・令和4年11月に文化審議会国語分科会において、今後の地方公共団体における日本語教育の現状・課題、具体的な好事例等を挙げて審議し、今後の方向性として「地域における日本語教育の在り方について（報告）」が取りまとめられた。この報告を踏まえ、地域日本語教育の優良事例等の情報共有と意見交換、地方公共団体の基本的な方針の作成の周知と依頼を行うため、令和7年1月に都道府県・政令指定都市の日本語教育担当課長等を対象とする連絡会議等を開催し、同報告の周知及び地域における体制づくりの推進に向けた協議を行った。 ・令和7年1月に都道府県・市区町村等の日本語教育の担当者を対象とした都道府県等による当該補助事業を通じた地域日本語教育の総合的な体制づくりについても事例を紹介する研修を実施した。 ・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業として、都道府県・政令指定都市及びこれらの団体と連携して日本語教育を実施する市区町村を支援し、引き続き、生活者としての外国人の日本語教育環境の強化をするための都道府県等の総合的な体制づくり、地域日本語教育の実施を通じた日本語学習機会の確保を図る。今後の取組は以下のようになっている。 ・「地域における日本語教育の在り方について（報告）」を踏まえた質の向上を図る取組についても支援を行う。（令和7年度募集）

令和 6 年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和 7 年 3 月末時点

施策 番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
2	都道府県・指定都市が、整備した体制の下に、日本語教育人材を活用して、関係機関と連携して地域日本語教育の実施を推進する観点から、日本語教育の以下の取組に対し、国として補助を行う。 ・日本語教育機関、企業等の関係機関と連携し、日本語教師を活用した先導的な日本語教育を実施する。 ・外国人が地域社会に参画して活躍する共生社会を実現していくため、「日本語教育の参照枠」を活用し、学習者の更なる日本語能力の向上を図る先導的な日本語教育を実施する。具体的には、国による地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進を目的とした支援の中で、「日本語教育の参照枠」を参照した都道府県・指定都市等が行うカリキュラムの立案や地域の日本語教育プログラムの編成、教材等の作成を促進する。また、「日本語教育の参照枠Can do」を活用した日本語能力評価ツールである「にほんごチェック！」や日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」（通称：つなひろ）の活用についても周知する。 ・市区町村が、都道府県をはじめとする関係機関と連携して行う日本語教育、日本語教育の重要性の理解を促進する住民向けセミナー等の広報活動等を実施する。	・都道府県・政令指定都市における地域日本語教育の体制づくりを行う自治体数 ・地域日本語教育の総合的な体制づくりを通じて、都道府県・政令指定都市と連携して日本語教育を行う市区町村等の数 ・日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」（通称：つなひろ）におけるアクセス数【施策番号 8 一部再掲】	文部科学省	都道府県・政令指定都市等に対する補助事業である「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の中で、日本語教育機関、企業等の関係機関と連携した取組や、「日本語教育の参照枠」を参照した都道府県・指定都市等が行うカリキュラムの立案や地域の日本語教育プログラムの編成、教材等の作成、市区町村が都道府県をはじめとする関係機関と連携して行う日本語教育、日本語教育の重要性の理解を促進する住民向けセミナー等の広報活動等に対し、補助を行っている。 【教材等について】 「日本語教育の参照枠Can do」を活用した日本語能力評価ツールである「にほんごチェック！」（令和 6 年度：29 万アクセス）や、日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」（通称：つなひろ）（令和 6 年度：359 万アクセス）の活用について周知し、積極的な活用を促している。その活用状況として、補助事業者である都道府県等と連携して日本語教育を実施する市区町村（市区町村の国際交流協会を含む。）は、昨年度を上回る件数が見込まれており、多くの地域において活用が進んでいる。 引き続き、先導的な日本語教育を支援するとともに、令和 4 年 11 月に文化審議会国語分科会が取りまとめた「地域における日本語教育の在り方について（報告）」を踏まえ、日本語教育の機会の提供だけでなく質の向上を図る取組となる「日本語教育の参照枠」や「生活Can do」を活用したカリキュラムの立案や地域の日本語教育プログラムの編成、教材等の作成をさらに促進するとともに、各種ツールにおいて周知し活用を推進する予定である。

令和6年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和7年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
3	国内外における日本語教育の水準の向上のため、日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法に関する共通の指標として令和3年（2021年）10月に文化審議会国語分科会で取りまとめられた「日本語教育の参照枠」を活用し、日本語教育の内容（言語能力記述文：Can doという。）や、レベル尺度（A1～C2の6段階）等に対応した留学、就労、生活の各分野別の教育モデルの開発を令和4年度（2022年度）から実施している。今後は、日本語教育プログラムの開発実績を有する日本語教育機関等により、「参照枠に基づくカリキュラム及び教材・評価手法等」を開発・普及を図ることにより、多様な学習目的に応じた教育内容と評価方法等を整備し、日本語教育の水準の向上を図る。 開発された各分野の教育モデルが日本語教育実施機関等での教育及び評価に活用されることにより、国内外・分野別日本語教育機関間の教育の連関による日本語教育の推進と水準の向上を目指す。	・日本語教育機関等における「日本語教育の参照枠」への対応状況の把握 ・上記とともに必要な取組を実施	文部科学省	「日本語教育の参照枠」における留学・生活・就労の3分野に関して、参照枠事業の実施団体が日本語教育実施機関等からの参加者を対象に、参照枠普及に向けて参照枠を用いた研修会やセミナーが実施された。「留学」分野の研修では、一般財団法人日本語教育振興協会主催「留学分野のカリキュラムづくりのための教員研修」（令和6年12月実施）、及び「留学分野の授業づくりのための教員研修」（令和7年1月）が実施された。「生活」分野の研修では、公益社団法人日本語教育学会主催「「日本語教育の参照枠」をもとにカリキュラム設計を学ぶ～「生活分野」での活用～」が令和6年10月・11月、令和7年1月の計3回実施された。「就労」分野の研修においては、一般財団法人日本国際協力センター主催「「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル（就労）応用研修」が令和6年7月下旬から11月まで、及びフォローアップ研修が令和7年1月に行われたほか、令和6年12月と令和7年1月に企業を対象としたセミナー「パフォーマンスを引き出す最新の就労日本語」が実施された。 今後、研修のアンケート結果や参加者からの意見等を踏まえ、日本語教育の水準の向上を図るための「日本語教育の参照枠」の活用等について検討する。 令和6年度「日本語教育実態調査」から日本語教育機関等における「日本語教育の参照枠」への対応状況の把握できる調査項目を新設したところであり、引き続き日本語教育の水準向上を図っていく。
4	生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援（例：ニーズやレベルに応じた日本語の学習のための支援等）につなげることのできる人材（外国人支援コーディネーター）を育成するために必要な研修内容や研修修了者の配置を促進する措置を検討し、これらを順次実施する。 また、専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等について検討し、結論を得る。	・研修の実施回数 ・研修の修了者数 ・関係機関における研修修了者の就労状況（令和8年度(2026年度)までに調査実施） ・認証制度の検討・実施状況	法務省	令和5年度に開催した「外国人支援コーディネーターの養成の在り方等に関する検討会」及び「外国人支援コーディネーター研修カリキュラム等策定会議」の検討結果報告書に基づき、令和6年8月から外国人支援コーディネーター養成研修を開始し、令和7年3月に52名の外国人支援コーディネーターを認証した。また、専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等について検討するため、国家資格制度に係る業界団体へのヒアリング調査及び養成研修の受講者に対する相談対応窓口の現状等に関するアンケート調査を実施した。令和7年度は、養成研修の実施とともに修了者を対象とした研修を検討しているほか、専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等の検討に向けて、国家資格制度の概要及び相談対応窓口の現状等に関する調査を実施する予定である。

令和6年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和7年3月末時点

施策 番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
5	日本語教室が開設されていない市区町村に対する日本語教室の開設のためのアドバイザー派遣とともに日本語教室の開設・安定化に向けた支援を行う。また、市区町村間の情報交換及び教室開設のノウハウ共有のために、「空白地域解消推進セミナー」及び「日本語教室開設のための研究協議会」を開催する。	・市区町村において地域日本語教育スタートアッププログラムを活用して日本語教室の立ち上げを実施した団体の数 ・全国の日本語教室がある市区町村数	文部科学省	「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業地域日本語教育スタートアッププログラムとして、日本語教室が開催されていない空白地域に居住している外国人への日本語学習機会提供を目的とし、日本語教室を開催したいと考えている地方公共団体に対し、日本語教育の専門家をアドバイザーとして派遣し、日本語教室の開設を促進している。令和6年7月には、日本語教室の開設に向けて取り組んでいる地方公共団体を対象に、日本語教室開催に係る先進事例等を紹介する空白地域解消推進セミナーを開催した。加えて、同対象に向け、日本語教室開催に係るノウハウを共有する日本語教室開設に向けた研究協議会を令和7年1月に開催した。市区町村において、これまでに地域日本語教育スタートアッププログラムを活用して日本語教室の立ち上げを実施した数は累積で53団体となり、そのうち令和6年度の新規は5団体となっている。 引き続き、「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業地域日本語教育スタートアッププログラムとして、日本語教室が開催されていない空白地域に日本語教育の専門家をアドバイザーとして派遣し、日本語教室の開設を促進する。
6	有識者等の意見を踏まえ、生活オリエンテーション（生活ルールやマナー等日本で生活するために必要な基本的な情報の提供、初歩的な日本語学習）動画の内容及び動画以外の社会制度等の知識習得のための仕組み（来日前を含む。）について検討する。検討結果を踏まえ、生活オリエンテーション動画の作成・配信並びに地方公共団体及び受入れ機関等において当該動画の活用を促進するための取組を順次進めるとともに、生活オリエンテーション動画の作成・活用以外の必要な施策についても企画・立案・実施する。	・令和8年度(2026年度)までに動画の累計視聴回数150万回を目指す	法務省	令和5年度末に作成・公開した生活オリエンテーション動画について、地方公共団体、関係省庁、監理団体、日本語教育機関、支援団体、外国人コミュニティ等の関係機関への周知・広報を随時実施し、動画の活用を促進した。 また、在留申請オンラインシステム等を活用し、申請を行った外国人に直接周知を行っているほか、外国人生活支援ポータルサイト等において、生活・就労ガイドブックとともに広報を行った。この結果、令和7年3月末時点の累計再生回数は約30万回となった。さらに、関係者ヒアリング等の機会を通じ、関係機関等から動画の活用状況等について聴取している。 令和7年度においては、引き続き動画の活用状況について把握するとともに、動画の周知・広報を行っていく。
7	地方公共団体に対し、生活オリエンテーションに係る地方財政措置の周知を行い、外国人の社会へのスムーズな定着を支援する。	・会議等の場において、生活オリエンテーションに係る地方財政措置について地方公共団体職員に対して説明した回数：年間6回	総務省	会議等の場において、生活オリエンテーションに係る地方財政措置について地方公共団体職員に対して説明を行った。（計10回） 引き続き、会議等の場において、生活オリエンテーションに係る地方財政措置について地方公共団体職員に対して説明を行う。

令和6年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況					令和7年3月末時点
施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」	
8	日本語教室の設置が困難な地域に在住する外国人が、生活場面に応じた日本語を自習できるICT教材（日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」（通称：つなひろ））を開発・提供するとともに、外国人が生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、「日本語教育の参照枠」を踏まえて、生活場面の動画コンテンツを追加して、ICT教材の充実及び活用促進を引き続き図っていく。	・日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」（通称：つなひろ）における動画数、対応言語数、アクセス数	文部科学省	日本語教室の設置が困難な地域に住み、日本語教室に通うことができない外国人のために、ICTを活用した日本語学習教材（ICT教材）については、令和2年6月に日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」を6言語で公開した。その後、我が国の在留外国人の数や世界情勢等を鑑みるとともに、学習ニーズの高まりを踏まえて、言語及び学習コンテンツの追加を行った。令和6年12月にシンハラ語の追加を行って19言語に対応している。また、本サイトの普及のため、令和6年8月に使い方ガイドブック等を更新・配布し、本サイトの普及と認知度向上に向けた広報活動に取り組んだ。アクセス数については、令和5年度216万件であるところ、令和6年度は過去最高の359万件となった。	
9	外国人が来日後の生活・就労の場において円滑にコミュニケーションをとるため、独立行政法人国際交流基金（JF）を通じ、「日本語教育の参照枠」と考え方を共有する「JF日本語教育スタンダード」に準拠した教材の提供等、来日前の海外における日本語教育環境の普及を引き続き実施していく。	・「JFにほんごeラーニング みなと」受講者数計45万人以上 ・「いろいろ日本語オンラインコース」受講者数 ・日本語学習者数（海外日本語教育機関調査）	外務省	・オンライン教材を普及するための具体的取組として、「JFにほんごeラーニング みなと」において、「アニメ・マンガの日本語B1B2（ブラック・ジャック）」自習コース、「まるごとA2B1-1（かつどう・りかい）」教師サポート付きコース（スペイン語版）、「日本語教師のための教授法オンラインコース」へのトピック追加など、内容・レベル・解説言語を拡充し、令和6年度（2024年度）は約233コースを提供。「いろいろ日本語オンラインコース」においては、特定技能に関する二国間MOC署名等を踏まえ、令和5年度までに公開済みの10言語版（日本語、英語、中国語、モンゴル語、インドネシア語、クメール語、タイ語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語）に加え、「入門（A1）」「初級1（A2）」「初級2（A2）」のベンガル語版及びラオス語版を令和6年（2024年）6月に公開した。合わせてこれら教材の教え方・学び方を紹介するセミナー等の普及活動にも努めている。 ・「JFにほんごeラーニング みなと」受講者数は約17万6千人、「いろいろ日本語オンラインコース」受講者数は約8万人（いずれも令和7年（2025年）3月末現在）。 ・3年ごとの調査において、令和3年度（2021年度）に引き続き、令和6年度（2024年度）の機関調査を実施中。学習者数の確定値発表は、令和7年（2025年）9月以降を予定。	
10	法務省及び文部科学省等関係省庁は、現行の施策の実施状況を踏まえ、更なる日本語教育環境の整備の必要性等について検討する。	・在留外国人に対する基礎調査における質問項目「在留外国人の日本語能力（会話・読む）」の数値の改善	法務省、文部科学省等関係省庁	関係省庁と連携しながら、現行の施策の実施状況、日本語教育の実施状況の現状把握に努めている。 引き続き、関係省庁と連携しながら、日本語教育の実施状況の現状把握に努めるとともに、「日本語教育の推進に関する法律」に基づく取組や、本年度施行された「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」に基づく日本語教育機関の認定等を適切に実施するとともに、これらの取組を踏まえた更なる日本語教育環境の整備の必要性等について検討を進める。	

令和6年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和7年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
◎日本語教育の質の向上等				
11	令和5年（2023年）通常国会における「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」の成立を受けて、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において認定基準等の検討を行い、同年、政省令を策定した。今後は、令和6年（2024年）4月に施行された同法に基づき、認定基準及び日本語教育課程編成のための指針等を満たす日本語教育機関の認定審査を開始するとともに、登録日本語教員の資格制度を円滑に運用することにより、日本語教育機関の日本語教育水準の維持向上と日本語教師の能力及び資質の向上を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与する仕組みを構築する。 「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」の確実な実施を図るため、日本語教育機関等の情報公表や認定の手続、登録日本語教員の試験実施等に必要な体制等を整備する。	・日本語教育機関の認定制度の整備 ・日本語教師の資格制度の整備	文部科学省	令和6年4月に文部科学省に日本語教育課を設置し、新たな体制の下、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（令和6年4月施行）に基づき、10月に、認定日本語教育機関の初回の認定を行った。また、11月に、初回となる日本語教員試験を実施し、17,655人が受験し、このうち11,051人（試験を全て免除された者5,958人を含む。）が合格し、合格率は62.6%であった。さらに、1月に、登録日本語教員の登録申請の受付を開始した。 引き続き、同法に基づく日本語教育機関等の情報発信や認定等の事務、登録日本語教員の試験実施等の着実な実施を図る。
12	再掲3			

令和6年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和7年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
13	学校における日本語指導の基本的な指導内容・指導方法を示した「外国人児童生徒受入れの手引」について周知・活用を図り、日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語指導のための指導計画作成と指導の充実を促進する。また、同手引の内容を踏まえて作成した教員・支援者向け研修動画や、「外国人児童生徒等教育アドバイザー」を活用し、学校における体系的な日本語指導に関する研修の充実を図る。 高等学校については、令和4年度（2022年度）に開発した日本語指導に係る授業作りのための指導資料を、学校等に対して普及を図る。	・日本語指導が必要な全ての児童生徒が指導を受けられるようにする。	文部科学省	「外国人児童生徒受入れの手引」について周知・活用を図り、日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語指導のための指導計画作成と指導の充実を促進している。また、同手引の内容を踏まえて作成した教員・支援者向け研修動画や、「外国人児童生徒等教育アドバイザー」を活用し、学校における体系的な日本語指導に関する研修の充実を図っている。 高等学校については、令和4年度に日本語指導に係る授業作りのための指導資料を開発し、学校等に対する普及を図っている。令和5年度には、個に応じた日本語指導のための「特別の教育課程」を編成・実施している事例の収集、周知を行い、制度の活用を促すとともに、高等学校における日本語指導に関する研修を実施し、指導の充実を図った。 引き続き、これらの普及を図っていく。
14	高等学校において、令和5年度（2023年度）から導入した日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施することができる制度を活用し、日本語指導の充実を図る。また、日本語指導の授業作りのための指導資料の普及を図る。	・日本語指導が必要な高校生等の中途退学率を改善	文部科学省	高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施することができる制度を令和5年度から導入し、日本語指導の充実を図っている。また、令和4年度に日本語指導に係る授業作りのための指導資料を開発し、令和5年度は「特別の教育課程」を編成・実施している事例の収集、周知を行った。引き続き、普及を図り、制度の活用を促していく。
2. 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化				
◎外国人の目線に立った情報発信の強化				
15	「在留外国人に対する基礎調査」等を継続的に実施し、国籍、在留資格、主な使用言語等の属性にも留意した上で、外国人が抱える職業上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握することで、共生施策の企画・立案・実施に反映させる。	・調査の実施回数 ・調査結果を踏まえた企画等の状況 ・調査の回収率	法務省	令和6年度においても「在留外国人に対する基礎調査」を9月から10月にかけて実施した。なお、実施に当たっては、回答者の負担を減らすため、設問数の縮減に努めたほか、対応言語にインドネシア語を新たに加えて日本語を含む9言語で調査を実施するなど、回収率の向上に向けた取組を講じた結果、回収率は過去最高の38.9%となった。令和7年3月に調査結果を公表し、関係省庁にも共有した。今後、調査結果を踏まえて共生施策の企画・立案・実施に反映させていく。

令和6年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和7年3月末時点

施策 番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
16	地域における外国人支援者が、相互にその存在や活動内容等を共有する機会を設け、外国人支援者同士が連携・協力して効果的に外国人への支援が行われるよう、外国人支援者のネットワークの構築を図り、外国人支援者ネットワーク構築事例を収集し、事例集を作成する。 また、外国人が抱える問題及び外国人が必要とする支援の内容や情報等の的確な把握と分析を行う。 さらに、NPO・NGO、キーパーソン及びインフルエンサー等を活用した情報発信を推進することにより、多様な外国人の情報入手手段に対応した行政情報発信のより一層の充実・強化を図る。	・外国人支援団体等との連携 ・意見交換の実施回数 ・事例集の作成、展開 ・問題等の把握・分析 ・外国人支援団体等への情報発信の回数	法務省	令和6年度、受入環境調整担当官と外国人支援団体等との意見交換を29回実施し、同団体等との連携強化を図った上で外国人が抱える問題等について情報収集等を行った。 また、受入環境調整担当官が把握している外国人支援団体等に対し、関係機関が参加する合同相談会や多文化共生に係るイベント等の情報を52回発信した。 これまでに構築してきたネットワーク構築の概要を取りまとめた事例集に、広島出入国在留管理局が、鳥取県内の外国人支援者ネットワークにオブザーバーとして参加したことを新たなネットワークの構築事例として、追加した。今後、同事例集を受入環境調整担当官に共有し、ネットワークの構築に至っていない地域における更なるネットワークの構築を推進していく予定。 また、外国人支援団体等に対し、前年度と同程度の意見交換会を行い、関係機関が参加する合同相談会や多文化共生に係るイベント等の情報発信を行った。
17	外国人が抱える問題の把握・分析も踏まえて、「何を伝えるか」（社会制度等の知識、人生設計に資する知識等）、「どう伝えるか」、「伝達手段の工夫」に着目し、地方公共団体の好事例を参考にしつつ、日本で生活している外国人に向けた「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」のガイドライン（掲載方針）の作成を行い、関係省庁と連携して情報の内容を改善し、行政機関等が活用できるよう、公表する。	・「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載のガイドラインの作成	法務省	国や地方公共団体が作成済みの在留外国人等が必要とする情報の掲載に関するガイドラインを参考にしつつ、「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針のガイドラインについて検討した。
18	在留外国人がマイナポータル等を通じて必要とする情報を入手することができるようにする。また、在留手続や災害等に係る外国人の状況に応じた必要な情報を発信するため、オーダーメイド型及びプッシュ型の情報発信の在り方について検討する。	・マイナポータルを介した「外国人生活支援ポータルサイト」への閲覧件数	法務省	在留外国人が必要とする情報を迅速に入手することができるよう、オーダーメイド型及びプッシュ型の情報発信の在り方について検討を行い、全国の地方出入国在留管理官署において在留資格に関する申請を行った外国人に交付している申請受付票に「外国人生活支援ポータルサイト」につながる当庁HPの二次元バーコードを掲載し、周知を行った。また、在留申請オンラインシステムで申請を受け付けた際に利用者へ送付する通知メールにおいても「外国人生活支援ポータルサイト」等のURLを記載した。 令和7年度においても、在留外国人が必要とする情報を入手することができるよう、情報発信の在り方について引き続き検討を行う。

令和6年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和7年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
19	日本司法支援センター（法テラス）において実施している多言語情報提供サービスについて、利用者の認知媒体等に関する調査を実施し、その結果に基づき効果的な周知・広報の方策を検討するとともに、同サービスや法テラスの支援について、ＨＰ・ＳＮＳなどを通じて多言語での情報発信を拡充することにより、同サービスの年間利用件数を増加させる。	・効果的な周知・広報を実施 ・多言語情報提供サービスの利用件数	法務省	法テラスでは、令和5年度に実施した多言語情報提供サービス（10言語）における利用者の認知媒体等に関する調査により、認知媒体はインターネットが最も多いとの結果に基づき検討を進めた結果、令和6年度は、法テラスホームページの整備を行った。 外国人に向けた対応として、新たに外国人向け専用ページを設け、多言語情報提供サービスや民事法律扶助等の各種制度の説明を10言語で掲載し、周知・広報の体制を整備した。当該専用ページは、ホームページのトップページ上段に「For Foreign Nationals」と表記し、利用者がアクセスしやすいように工夫している。 令和7年度以降は、引き続き多言語情報提供サービス等の周知・広報を実施するほか、多言語情報提供サービスの利用増に向けた方策の検討等を行い、同サービスの利用件数の増加を図る。
◎外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化				
20	外国人受入環境整備交付金の交付要件の見直し等、一元的相談窓口の設置を促進するための方策を検討・実施する。	・交付決定した地方公共団体数	法務省	令和6年度は一元的相談窓口の安定的な運営を担保することを目的として、前年度の交付金事業の交付対象が引き続き交付金事業を行う場合にあっては「交付金事業の募集時の前年又は前々年」の外国人住民数により交付限度額を決定する旨の改正を行った。 また、令和6年度は、新たに19の地方公共団体に対して交付決定し、今後新たに申請を行いたいとする地方公共団体からの相談への対応も行った。なお、実際に地方公共団体に赴いて一元的相談窓口の設置・運営状況等の把握に努めながら、今後の取組について検討を進めている。 さらに、一元的相談窓口の効果的な活用を促進する観点から、「一元的相談窓口設置・運営ハンドブック」を改訂し、地方公共団体から収集した情報を反映するなど情報提供の取組を進めることとしている。 今後も、「一元的相談窓口設置・運営ハンドブック」等により交付金の効果的な活用方法等の周知に努めるとともに、一元的相談窓口の設置状況や交付金の活用状況等を検証の上、効率的・効果的な予算執行を行えるよう交付金制度の見直し等を図りつつ、一元的相談窓口の設置を促進するための方策について検討していく。

令和6年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和7年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
21	一元的相談窓口等における相談対応事例集を作成し、年に2回程度地方公共団体に共有する。また、受入環境調整担当官が主体となり、地域の地方公共団体担当者等と相談対応における事例研究を含む意見交換会を少なくとも年1回開催するとともに、地方公共団体が運営する外国人向け相談窓口へ入管職員を相談員として派遣する。さらに、一元的相談窓口での対応に資するFAQの作成（改訂）を年1回程度行う。相談事例集等のデータについて、地方公共団体の利便性向上に資する活用方法を検討し、検討結果を踏まえた取組を実施する。	・相談対応事例集等の作成 ・地方公共団体の利便性向上に資する活用方法を踏まえた取組の実施（令和4年度（2022年度）から令和6年度（2024年度）までの検討結果を踏まえて検討） ・地方公共団体の外国人向け相談窓口への入管職員派遣回数 ・事例研究会等の開催回数	法務省	一元的相談窓口での対応に資するFAQを改訂し、地方公共団体に共有した。 受入環境調整担当官を地方公共団体の外国人向け相談窓口へ319回派遣し、受入環境調整担当官と地方公共団体担当者等との意見交換会を216回開催した。 令和7年3月には、一元的相談窓口等における相談対応事例集を地方公共団体に共有し、地方公共団体の利便性向上に資する取組を行った。
22	近年の在留外国人の増加に伴い、言語によっては通訳の確保が困難となっている状況が見受けられることから、地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援を実施しつつ、効果的な実施方法等通訳支援の在り方について引き続き検討する。	・通訳支援の利用登録窓口数	法務省	通訳対応言語について、令和5年度時点の19言語にアラビア語を追加して20言語対応とした。 通訳支援事業の登録窓口数は年々増加しており、令和7年2月末時点で約9,000か所であった。 また、同事業に登録している地方公共団体を対象にアンケートを実施し、その結果や通訳支援利用状況等について分析・検証を行い、令和7年度の実施に向け検討した。 引き続き、効果的な実施方法等通訳支援の在り方について検討し、その結果を踏まえ、必要かつ可能なものを順次実施してまいりたい。
23	多言語翻訳技術について、AIにより会話の文脈や話者の意図を補完し、ビジネス・国際会議の場での議論にも対応した実用レベルの「同時通訳」の実現に取り組むとともに、特定技能外国人を含めた在留外国人やウクライナ避難民に対応する観点等から重点対応言語を21言語に拡大し、翻訳精度の向上を図る。	・確立した同時通訳技術を活用した製品・サービス化数（令和9年度（2027年度）までに20件）	総務省	重点対応言語の拡大を図るとともに、各技術課題に係る研究開発目標を達成することにより同時通訳技術を確立。 上記にて確立した同時通訳技術について、2025年の大阪・関西万博において実証し、同時通訳技術の製品・サービス化を促進する。

令和6年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和7年3月末時点

施策 番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
24	外国人患者の対応を行う医療機関に対する電話通訳の利用促進、希少言語に対応した遠隔通訳サービスの提供、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」への医療通訳者及び外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置支援等とともに、外国人患者受入れに関するマニュアルの周知、都道府県における医療機関等からの相談にフンストップで対応するための体制整備支援等を通じて、外国人患者が安心して受診できる環境を整備する。	・多言語対応可能な病院数	厚生労働省	予算事業を通じて、医療機関に対する電話通訳の団体契約の利用促進、希少言語に対応した遠隔通訳サービスの提供、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」への医療通訳者及び外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置支援、都道府県における医療機関等からの相談にフンストップで対応するための体制整備支援等を行うとともに、外国人患者受入れに関するマニュアルの周知を行った。 令和7年度においても、引き続きこれらの取組を通じて外国人患者が安心して受診できる環境の整備を行う。
25	外国人が安全・安心な消費生活を送ることができるよう、地方消費者行政強化交付金による支援を通じて、全国の消費生活センター等における外国人向け消費生活相談窓口の整備を支援し、地域における消費生活相談体制の充実を図る。	・消費生活相談体制の充実（通訳の活用等の体制整備が図られている自治体数）	消費者庁	「地方消費者行政強化交付金」により、訪日・在日外国人に対応した消費生活相談窓口の整備等に積極的に取り組む地方公共団体を支援した。 引き続き、「地方消費者行政強化交付金」を通じて、地方公共団体における訪日・在日外国人向け相談窓口の整備等を支援し、地域における消費生活相談体制の充実を図る。
26	その他の外国人に対応する相談窓口においても、相談体制の整備・充実について検討し、検討結果を踏まえて順次整備等を図る。	・在留外国人に対する基礎調査における質問項目「公的機関の相談窓口相談した外国人の困りごとの解決状況」の数値の改善	関係府省庁	【総務省】 全国50か所の総務省行政相談センターの相談窓口「きくみみ」に、多言語自動音声翻訳機器及び翻訳アプリを導入したタブレット端末を配備し、外国人からの相談の初期対応や広報活動に活用している。引き続き、やさしい日本語や翻訳アプリの活用方法についての研修等を行い、外国人への対応の充実を図っている。 令和6年3月26日から、住民からの問合せニーズが多い行政分野を中心に、国・地方ともに共通的に問われ、統一的に回答できる「国・地方共通相談チャットボット」(Govbot)の提供を開始した。外国人からの様々な照会に対応するため、日本語のほか英語・中国語・ベトナム語など15カ国語に翻訳する機能を有しており、順次、対象分野の拡充、問い・回答の追加等に取り組んでいる。

令和6年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和7年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
27	地方出入国在留管理局等の国・独立行政法人等の外国人支援を行う地域の関係機関が合同の相談会を実施するなどし、地域における関係機関の連携・協力を推進し、地域における外国人向けの相談体制等を強化する。	・合同相談会等の実施回数 ・合同相談会参加機関の種類別（自治体、NPO等）の延べ参加回数 ・地域における関係機関の連携・協力の体制の構築、推進	法務省	令和6年度（令和7年1月末時点）に、外国人支援を行う全国の関係機関が43回の合同相談会を実施した。各相談会に参加した機関数の種類別の延べ参加回数はそれぞれ41回(FRESC関係機関)、37回(自治体)、8回(NPO・NGO)、248回(その他：国際交流協会、社会福祉協議会、年金事務所、行政書士、民間企業等)であった。 また、上記のような臨時的に開催する合同相談会の取組に加え、今年度は、国や自治体等複数の関係機関が連携して常時相談に対応する新たな相談体制を横浜市みなとみらい地区に構築した。また、福岡県では、多様な相談に対応できるよう、福岡県が主体となって県内の複数の関係機関と連携した相談体制を構築したところ、福岡出入国在留管理局としては同窓口で職員を定期的に派遣することで積極的に協力している。 引き続き、地域の関係機関による連絡・協力を構築・推進していく。
28	再掲16			
29	外国人支援を行う関係機関等に対する業務説明を実施したり、同機関を指定相談場所とするなどして、関係機関との連携を強化し、法的援助を必要とする外国人が適切に法テラスによる支援を利用できるよう努める。	・支援の周知・普及 ・外国人支援者を対象としたセミナー（基礎編）の参加者数	法務省	法テラスにおいて、各地の外国人支援を行う関係機関等に対する業務説明や、外国人支援をテーマに含む地方協議会を開催し、また、同機関等を新たに指定相談場所に指定したほか、同機関等と共同での外国人向け合同相談会の実施や連携・協力の申入れ等を行い、外国人が法テラスによる支援を適切に利用できるよう相談体制の整備を進めた。 さらに、法的トラブルを抱えた外国人が法テラスによる支援につながるためには、民間を含めた外国人支援者の協力が必要となることから、法テラスでは、そのような支援者を対象にセミナーを開催している。今年度は基礎編と応用編合わせて5回開催し、うち基礎編の参加人数は延べ1,046人に達した。 令和7年度以降も、引き続き各地の外国人支援機関等に対する業務説明等を実施するほか、外国人向け法律相談の実施体制の整備を進めるなどし、同機関等との連携の強化を図る。また、外国人支援者向けセミナーを開催しつつ、その内容を充実させることにより、支援者等を介在した外国人の法テラス利用の拡大につなげる。
30	再掲4			

令和6年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和7年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
◎情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語化の更なる促進				
31	出入国在留管理庁と文化庁が開催した「やさしい日本語の普及による情報提供等の促進に関する検討会議」における議論や「話し言葉のやさしい日本語の活用促進に関する会議」の検討結果を踏まえ、研修のための教材等を開発するなどして行政職員等向けのやさしい日本語の研修を検討し充実させる。また、やさしい日本語書き換え例の追加について検討し、その結果を踏まえ、順次これを追加することにより、外国人住民と最前線で接する行政職員等が、通訳・翻訳体制の確保が困難な場合においても、日本語能力が十分でない外国人に対し、やさしい日本語によって必要な情報を迅速かつ的確に提供し、相談に対応できるよう、やさしい日本語の普及を推進する。	・やさしい日本語の書き換え例の追加（令和5年度（2023年度）の検討結果を踏まえて検討） ・教材開発等の検討実施 ・受入環境調整担当官による研修実施回数（令和7年度（2025年度）からの受入環境調整担当官が地域で講師となるための研修の実施状況を踏まえて検討） ・地方公共団体職員向け研修実施回数	法務省	やさしい日本語の研修教材例を作成し、令和6年4月、出入国在留管理庁HP内で公表した。 令和6年度、やさしい日本語研修教材例を基に、やさしい日本語の研修用動画を作成し公表した。また、やさしい日本語の書き換え例についても追加して公表する。 今後、やさしい日本語研修教材例を活用して受入環境調整担当官が地方公共団体向けに研修を実施し、支援団体等への研修も実施していく予定。
32	地方公共団体が実施する日本語教室をはじめとする地域の日本語教育の体制整備の一環として、外国人住民の地域参加を支える日本語教師や日本語学習支援者、地方公共団体の職員や地域住民に対するやさしい日本語の啓発のための研修及びやさしい日本語を通じて住民同士が協働する取組等を支援することにより、やさしい日本語の普及を促進する。	・地域の日本語教育における、やさしい日本語を活用した地方公共団体の日本語教育への支援を実施	文部科学省	出入国在留管理庁と文化庁が共同で「話し言葉のやさしい日本語の活用促進に関する会議」を開催し、とりまとめた「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」（2020年8月）やその関係資料を周知するとともに、「外国人材受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業」において、地方公共団体による地域日本語教育の体制づくりの一環として、日本語教室等に参加する日本語学習支援者等に対する研修をはじめとしたやさしい日本語の活用等の支援を継続して実施している。

令和 6 年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況					令和 7 年 3 月末時点
施策 番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」	
3. ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援					
◎「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等					
33	子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て中の親子の親子同士の交流の場の提供や子育てに関する相談・援助等を行う地域子育て支援拠点事業を実施する地方公共団体を支援する。	・第2期市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて設定された数値目標 10,200か所（令和6年度（2024年度）） ※令和7年度（2025年度）以降は、第3期市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて設定	こども家庭庁	・地方公共団体に対し、地域子育て支援拠点事業の実施に要する費用の補助を行うとともに、令和5年度補正予算及び令和6年度補正予算において、外国人の子育て家庭が地域子育て支援拠点をより円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システム等を導入するための費用を計上している。 ・令和6年度実績値1万758か所 ※令和6年度の国庫補助箇所数に地方単独事業のか所数（令和2年度実績）を加えた数値 ・引き続き地域子育て支援拠点事業を実施する地方公共団体を支援する。	
34	幼稚園等（幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園を含む。）における外国人幼児等の人数を把握するほか、外国人幼児等への指導やその保護者との連携に当たって求められる支援策のニーズ把握を行う。また、調査研究で開発された研修プログラムの活用について、会議等を通じた周知等を行う。	・外国人幼児の就園状況を把握するため、引き続き幼稚園等における外国人幼児数等の実態把握 ・上記とともに必要な取組を実施	文部科学省	令和5年度幼児教育実態調査を実施し、令和6年3月に結果を公表した。次回以降の調査においても、引き続き、外国人幼児数等の実態を把握していく。 令和4年度に開発した幼児教育施設における外国人幼児等の受入れや支援に関する教員研修プログラムについて、文部科学省ホームページに掲載するとともに、令和5年度、令和6年度は全国の幼児教育担当指導主事等を対象とする会議においてその周知を行った。令和7年度においても引き続き会議等を通じて周知する予定。	
35	外国人の子どもの就学促進のために地方公共団体が講ずべき事項について、令和2年（2020年）に文部科学省が策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」に基づく取組を推進する。そのため、補助事業「外国人の子供の就学促進事業」の活用を地方公共団体に促し、就学していない外国人の子どもに対する日本語指導等の実施や地域における就学状況調査・就学ガイダンスの実施等の取組を進める。	・令和7年度（2025年度）までに全ての外国人の子ども就学状況を一体的に管理・把握する。	文部科学省	令和2年（2020年）に文部科学省が策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」に基づく取組を推進している。そのため、補助事業「外国人の子供の就学促進事業」の活用を地方公共団体に促し、就学していない外国人の子どもに対する日本語指導等の実施や地域における就学状況調査・就学ガイダンスの実施等の取組を進めている。また、令和5年度に4回目の外国人の子供の就学実態に関する調査を実施し、令和6年度に公表するとともに、就学状況把握・就学促進に係る先進的な取組事例を収集・整理し、文部科学省HPにて公開を予定している。令和6年度には5回目の調査を実施しているところ。引き続き、これらの取組を推進していく。	

令和6年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和7年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
36	学齢簿の編製に関しては、デジタル・ガバメント実行計画に基づき、文部科学省において学齢簿システムの標準仕様書3.0版を令和6年（2024年）3月に作成したところ、当該仕様書に外国人の子どもの就学に関する事項を盛り込んでいる。令和7年度（2025年度）末までに地方公共団体における住民基本台帳システムとの連携を行うことで外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を図る。	・令和7年度（2025年度）までに全ての外国人の子どもの就学状況を一体的に管理・把握する。	文部科学省	学齢簿の編製に関しては、デジタル・ガバメント実行計画に基づき、文部科学省において学齢簿システムの標準仕様書3.1版を令和6年8月に作成したところ。当該仕様書に外国人の子供の就学に関する事項を盛り込むことにより、管理・把握している。令和7年度末までに自治体における住民基本台帳システムとの連携を行うことで外国人の子供の就学状況の一体的管理・把握を図る。
37	「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を踏まえ、住民基本台帳等の情報に基づいた就学案内の送付を徹底することにより外国人の子どもの就学を促進し、就学時健康診断を実施する。	・令和7年度（2025年度）までに全ての外国人の子どもの就学状況を一体的に管理・把握する。	文部科学省	多言語で作成した「外国人児童生徒のための就学ガイドブック」の普及に努めるほか、「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を踏まえ、住民基本台帳等の情報に基づいた就学案内の送付を徹底することにより外国人の子どもの就学を促進し、就学時健康診断を実施している。 引き続き、これらの取組を推進していく。
38	補助事業「外国人の子供の就学促進事業」や多言語の就学案内文書等を掲載する情報検索サイト「かすたねっと」の活用を促し、就学案内の多言語化を図る。	・令和7年度（2025年度）までに全ての外国人の子どもの就学状況を一体的に管理・把握する。	文部科学省	補助事業「外国人の子供の就学促進事業」や多言語の就学案内文書等を掲載する情報検索サイト「かすたねっと」の活用を促し、就学案内の多言語化を図っている。 引き続き、これらの取組を推進していく。
39	「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を踏まえ、教育委員会が首長部局（住民基本台帳部局等）と連携し、外国人が住民登録を行う際に適切な就学情報の提供を行う。また、文部科学省と出入国在留管理庁が連携し、地方公共団体が開設している一元的相談窓口等において就学に関する情報提供を行う。	・令和7年度（2025年度）までに全ての外国人の子どもの就学状況を一体的に管理・把握する。	文部科学省、法務省	【文部科学省】 「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を踏まえ、教育委員会が首長部局（住民基本台帳部局等）と連携し、外国人が住民登録を行う際に適切な就学情報の提供を行っている。また、文部科学省と出入国在留管理庁が連携し、地方公共団体が開設している一元的相談窓口等において就学に関する情報提供を行っている。令和5年度に4回目の外国人の子供の就学実態に関する調査を実施し、令和6年度に公表した。また、就学状況把握・就学促進に係る先進的な取組事例を収集・整理し、文部科学省HPにて公開を予定している。令和6年度には5回目の調査を実施しているところ。 引き続き、これらの取組を推進していく。 【法務省】 受入環境調整担当官を通じて一元的相談窓口等に対し就学に関する情報提供を行った。 引き続き、文部科学省と連携し、就学に関する情報提供を行う。

令和6年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和7年3月末時点

施策 番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
40	多言語の就学ガイドブックや日本の学校生活紹介動画の普及を図るとともに、我が国の在外公館や駐日各国大使館に情報提供を行い、来日を控えた外国人家庭に対する情報発信を進める。	・就学ガイドブック・動画の周知	文部科学省	多言語の就学ガイドブックや日本の学校生活紹介動画の普及を図るとともに、我が国の在外公館や駐日各国大使館に情報提供を行い、来日を控えた外国人家庭に対する情報発信を進めている。 引き続き、これらの取組を推進していく。
41	「外国人の子供の就学状況等調査」を継続して実施し、外国人の子どもの就学状況と地方公共団体における就学促進等の実施状況を把握するとともに、先進的な取組事例の収集・普及を行う。	・令和7年度（2025年度）までに全ての外国人の子どもの就学状況を一体的に管理・把握する。	文部科学省	令和5年度に4回目の「外国人の子供の就学状況等調査」を実施し、令和6年度に公表した。また、就学状況把握・就学促進に係る先進的な取組事例を収集・整理し、文部科学省HPにて公開を予定している。令和6年度には5回目の調査を実施しており、引き続き、先進的な取組事例の普及を進めていく。
42	補助事業「帰国・外国人児童生徒等のきめ細かな支援事業」の活用を地方公共団体に促し、プレスクールの実施を推進する。	・令和7年度（2025年度）までに全ての外国人の子どもの就学状況を一体的に管理・把握する。	文部科学省	補助事業「帰国・外国人児童生徒等のきめ細かな支援事業」の活用を地方公共団体に促し、プレスクールの実施を推進している。 引き続き、これらの取組を推進していく。
43	「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」を継続して実施し、プレスクールの先進的な取組事例や教育委員会が作成したマニュアル等を収集し、普及を図る。	・令和7年度（2025年度）までに全ての外国人の子どもの就学状況を一体的に管理・把握する。	文部科学省	令和5年度に「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」を実施し、令和6年度に公表した。また、プレスクールの先進的な取組事例や教育委員会が作成したマニュアル等を収集・整理し、文部科学省HPにて公開を予定している。 引き続き、これらの取組を推進していく。

令和6年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和7年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
44	多言語の就学ガイドブックや日本の学校生活を紹介した動画の普及を図り、プレスクールや外国人向け就学ガイダンスにおいて、日本の学校制度や教科書無償供与、就学援助、高等学校等就学支援金等に関する情報提供を推進する。	・令和7年度（2025年度）までに全ての外国人の子どもの就学状況を一体的に管理・把握する。	文部科学省	多言語の就学ガイドブックや日本の学校生活を紹介した動画の普及を図り、プレスクールや外国人向け就学ガイダンスにおいて、日本の学校制度や教科書無償供与、就学援助、高等学校等就学支援金等に関する情報提供を推進している。先進地域での実践（教材、文書等）を集約・普及する情報検索サイト「かすたねっと」の運営を行っている。引き続き、これらの取組を推進していく。
45	外国人学校における保健衛生の確保に向け、外国人学校への保健衛生に関する多言語での情報発信・相談対応や、地方公共団体等を含む関係者に対する普及啓発に取り組むとともに、それらの活動を通じて得られた成果の展開を図る。	・外国人学校向けの保健衛生に関する情報サイトへのアクセス数の向上	文部科学省	「外国人学校における保健衛生環境整備事業」における取組等を通じ、外国人学校における保健衛生に関する情報発信・相談対応等を多言語で行った。また、外国人学校における保健衛生の普及啓発のため、地方公共団体等を含む関係者を対象に、各種セミナーを実施した。 令和5年2月に開設した外国人学校向けの保健衛生に関する情報サイトは、令和6年度52,460件のアクセスがあり、アクセス数は高水準を維持している。 この事業は令和6年度をもって終了するが、本事業で構築したＨＰのコンテンツや外国人学校とのネットワークを活用し、今後も外国人学校に向けた情報発信を図っていく。
46	外国人材にとって魅力的な子供の教育環境のモデルを創出するとともに、全国の自治体や学校等へ横展開する。	・外国人材の子弟の教育プログラム（モデル）の開発数	文部科学省	令和6年度は「高度外国人材子弟の教育環境整備に係る調査研究事業」において、学校等を3件採択し、教育プログラム等の開発に着手した。 令和8年度までに各採択先において教育プログラム等を開発する予定としている。
47	補助事業「帰国・外国人児童生徒等のきめ細かな支援事業」の活用を地方公共団体に促すことにより、学校での日本語指導体制を構築するための母語支援員の派遣や学校内外において母語・母文化を尊重した取組を推進する。その際、必要に応じて、ＮＰＯ等との連携も推進する。 教員・支援者向け研修動画や「外国人児童生徒等教育アドバイザー」を活用した教員研修において、母語・母文化を尊重した取組の重要性について啓発に取り組む。	・日本語指導が必要な全ての児童生徒が指導を受けられるようにする	文部科学省	補助事業「帰国・外国人児童生徒等のきめ細かな支援事業」の活用を地方公共団体に促すことにより、学校での日本語指導体制を構築するための母語支援員の派遣や学校内外において母語・母文化を尊重した取組を推進している。その際、必要に応じて、ＮＰＯ等との連携も推進している。 また、独立行政法人教職員支援機構による「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」により、地域における研修指導者の養成を実施するほか、地方公共団体等からの要請に応じて、地方公共団体が行う研修の講師や助言指導として「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣を行っている。 引き続き、これらの取組を推進していく。

令和6年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和7年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
◎「青壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等				
48	「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」において示した、外国人生徒・保護者のための進学ガイダンスの実施や、公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮（試験教科の軽減、問題文の漢字へのルビ振り等）の取組を推進する。	・日本語指導が必要な高校生等の中途退学率を改善	文部科学省	「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」において示した、外国人生徒・保護者のための進学ガイダンスの実施や、公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮（試験教科の軽減、問題文の漢字へのルビ振り等）の取組を推進している。引き続き、これらの取組を推進していく。
49	公立高等学校入学者選抜に関する調査において、外国人生徒等に関する教育委員会の取組状況を把握する。	・日本語指導が必要な高校生等の中途退学率を改善	文部科学省	公立高等学校入学者選抜に関する調査において、外国人生徒等に関する教育委員会の取組状況を把握している。引き続き、これらの取組を推進していく。
50	再掲14			
51	補助事業「帰国・外国人児童生徒等のきめ細かな支援事業」の活用を地方公共団体に促し、高等学校において、外国人生徒等に対するキャリア教育や進路指導の取組を充実する。また、NPO等の関係団体とも連携し、外国人児童生徒等に対する生活相談・心理サポートの実施、放課後や学校内外での居場所づくり（学習支援等を含む。）などの取組を推進し、中途退学防止を含めた包括的な支援体制を構築する。	・日本語指導が必要な高校生等の中途退学率を改善	文部科学省	補助事業「帰国・外国人児童生徒等のきめ細かな支援事業」の活用を地方公共団体に促し、高等学校において、外国人生徒等に対するキャリア教育や進路指導の取組を充実している。また、NPO等の関係団体とも連携し、外国人児童生徒等に対する生活相談・心理サポートの実施、放課後や学校内外での居場所づくり（学習支援等を含む。）などの取組を推進し、中途退学防止を含めた包括的な支援体制を構築している。引き続き、これらの取組を推進していく。
52	外国人生徒も含めた、課題を抱える生徒に対する学校における相談体制の充実、地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業の実施、高等学校等で学び直す者に対する修学支援を実施する。	・日本語指導が必要な高校生等の中途退学率を改善	文部科学省	外国人生徒も含めた、課題を抱える生徒に対する学校における相談体制の充実、地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業の実施、高等学校等で学び直す者に対する修学支援を実施している。引き続き、これらの取組を推進していく。 ・課題を抱える生徒に対する学校における教育相談体制の充実に向け、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実を図っている。更なる充実を図るため令和7年度予算を計上している。 ・令和6年度は、愛知県、大分県、京都府、群馬県、高知県、札幌市、北海道の7箇所の自治体において、「地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業」を活用し、外国人生徒含む高校中退者等を対象に地域資源（高校、サポステ、ハローワーク等）を活用した学習相談及び学習支援等を行った。令和7年度以降も引き続き、高校中退者等を対象に、地域資源を活用しながら社会的自立を目指し、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を自治体等において提供・実施するとともに、優良事例のノウハウ共有・横展開を図る。

令和6年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和7年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
53	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）や教育振興基本計画等に基づき、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に向けたニーズ調査等や設置後の円滑な運営に向けた補助などの支援、広報活動等の充実を通じてその促進を図る。	・夜間中学の設置数の増加（5年後目標値：全都道府県・指定都市への設置）	文部科学省	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）や教育振興基本計画等に基づき、夜間中学の設置促進や教育活動の充実、受け入れる生徒の拡大を推進し、令和6年10月現在では19都道府県・13指定都市に53校の夜間中学が設置されている。教育支援体制整備事業費補助金（夜間中学の設置促進・充実事業）により、現在、令和7年4月開校予定の石川県、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県湖南市、和歌山県和歌山市、岡山市、長崎県佐世保市、鹿児島県も含め、夜間中学設置に向けて準備を行っている自治体への支援を行っている。
54	外国人の子どもの適切な将来設計の実現を図るため、高等学校・ハローワーク・関係機関が連携して、子どものキャリア形成支援を行う取組を試行的に実施する。その際、親の参画を含めた子どものキャリア形成支援について理解を進められるよう具体的な方法を検討する。	・都道府県労働局やハローワーク向け「職業相談や在留資格制度のポイント」の周知	厚生労働省	都道府県労働局やハローワーク向けに、外国人の子どもの就職に関する内容も含む「職業相談や求人開拓業務等のポイント」をまとめた冊子を各都道府県労働局に周知し、各都道府県労働局やハローワークでの職業相談等に活用している。引き続き、本冊子の見直しや更新を適宜行っていく。
◎「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援等				
55	業務に必要な多様な日本語レベルの明確化を目指し、外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブックについて、企業等に周知するとともに、地方公共団体や企業の経営相談を行う各地域の支援機関等に対し、活用促進を図る。	・「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」を周知 ・職場における日本社員と外国籍社員の効果的なコミュニケーションに向けた動画教材等を周知	経済産業省	留学生の多様性に応じた採用選考や選考後の柔軟な人材育成・処遇に係るチェックリストやベストプラクティス等を内容とする「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」について企業等への周知・活用促進を図った。今後は企業における外国人材の活躍に向けたワークショップを実施する等、引き続き各ツールの周知や利活用を促進する取組を実施していく。
56	外国籍社員との職場等における効果的なコミュニケーションの実現を目指し、職場における日本社員と外国籍社員の効果的なコミュニケーションに向けた動画教材等について、企業等に周知するとともに、地方公共団体や企業の経営相談を行う各地域の支援機関等に対し、活用促進を図る。	・「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」を周知 ・職場における日本社員と外国籍社員の効果的なコミュニケーションに向けた動画教材等を周知	経済産業省	日本社員と外国籍社員の職場における効果的なコミュニケーションの実現を目指し、双方向の学びの機会を提供するため、動画教材や「学びの手引き」の企業等への周知・活用促進を図った。今後は企業における外国人材の活躍に向けたワークショップを実施する等、引き続き各ツールの周知や利活用を促進する取組を実施していく。

令和6年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和7年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
57	日本貿易振興機構（JETRO）が作成した中堅・中小企業や支援機関向けの高度外国人材の定着や活躍に関する教材・指導カリキュラムを活用したセミナー・ワークショップ等の実施、企業に対する個別の情報提供を行うことにより、職場における外国人社員と日本人社員が相互に理解し合う環境整備をする。	・「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」を周知 ・職場における日本人社員と外国籍社員の効果的なコミュニケーションに向けた動画教材等を周知	経済産業省	動画教材及びe-learningコンテンツについて、令和6年度も引き続きJETROのコーディネーターが伴走型で支援する企業等を中心に、受講を促した。また新たに、これらの効果的な広報に向けて高度外国人材活躍推進ポータル改修を実施。 令和7年4月以降、関連する動画コンテンツを高度外国人材活躍推進ポータル上で無料公開することで引き続き職場における外国人社員と日本人社員が相互に理解し合う環境整備を行う。
58	安定的な就労の促進及び職場定着を図るため、ハローワークの「外国人雇用サービスコーナー」等において、専門相談員や通訳の配置による職業相談や、外国人雇用事業所データベースの活用により、外国人向け求人の掘り起こし等、定住外国人等が応募しやすい求人情報の提供等を行う。また、外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集等の周知を通じ、職場における効果的かつ適切なコミュニケーションの周知・啓発を図る。	・外国人雇用サービスコーナー等における外国人求職者の就職件数（件）	厚生労働省	外国人雇用サービスコーナー等において、専門相談員の配置や通訳員による多言語サービスを活用した専門的かつきめ細やかな職業相談・紹介を実施するとともに、外国人求職者が応募しやすい求人の確保・提供等の支援を行った。引き続き、専門相談員や通訳の配置による職業相談や、外国人求職者向け求人開拓等を行う。 また、外国人を雇用する企業の事業主・人事労務担当者向けに、外国人社員の労務管理に使えるポイントなどをまとめた「外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集」等を厚生労働省ホームページで周知している。引き続き、同例文集等の周知を通じて、職場における効果的かつ適切なコミュニケーションの周知・啓発を図る。
59	「外国人雇用サービスセンター」やハローワークの「留学生コーナー」において、外国人留学生を対象とした、きめ細かな相談支援を行うほか、大学とハローワークとの連携協定の締結や外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム等、大学に対する支援・連携を強化し、インターンシップの充実、就職ガイダンス等のセミナー、合同企業説明会を開催する等、留学生と企業の更なるマッチングの促進を図る。	・外国人雇用サービスコーナー等における留学生の就職件数（件）	厚生労働省	外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーにおいて、外国人留学生に対するきめ細やかな就職支援を実施するとともに、留学生と企業の相互理解の促進等を図るため、外国人留学生を対象としたインターンシップの実施や、留学生の就職意識の向上やマッチング機会の拡大を図るため留学生向けの合同就職面接会・企業説明会を実施した。引き続き、上記の取組を実施するとともに、外国人雇用サービスセンター等と大学等との連携を強化し、留学早期からその後の就職・定着までの一貫した支援を実施する。

令和6年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和7年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
60	留学生の国内企業等への就職促進に係る施策について、施策間の効果的な連携や必要な見直しも図りつつ、中長期的に更なる国内就職率の向上を達成できるよう取組を進める。	・我が国の高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生（国内進学者を除く）のうち我が国での就職者の割合（令和7年度（2025年度）末50%を目指す）	文部科学省	留学生就職促進プログラム及び留学生就職促進教育プログラム認定制度において、留学生が国内企業等へ就職するに当たって有効となる教育プログラムの策定支援・認定を実施。 「留学生就職促進プログラム」については、委託先として3大学を選定し、それぞれにおいて各地域の自治体や産業界と連携を図り、外国人留学生の国内就職に資する教育プログラム及び就職支援体制の構築を行っている。引き続き、令和5年度に選定している3大学の支援に取り組む。 「留学生就職促進教育プログラム認定制度」については、2つのプログラムを令和6年度に新たに認定した。施策間の効果的な連携や必要な見直しについての検討を行いつつ、引き続き制度の普及・促進に取り組む。 「専修学校の国際化推進事業」については、専修学校において、外国人留学生の戦略的受入れの促進と円滑な就職、その後の定着までを見据えた就職先企業との連携に関するモデルの構築をするため、令和6年度に7団体を採択した。令和7年度は、引き続き7団体の支援を継続しつつ、新たに2団体を採択予定。 令和5年度より創設した「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」について、令和7年度以降も適切に運用していく。
61	外国人労働者が日本で安心して働き、その能力を十分に発揮する環境が確保されるよう、雇用管理セミナーの開催等を通じた外国人雇用管理指針の周知・啓発及び事業所訪問等による外国人雇用管理指針に基づく事業主指導を行うとともに、外国人雇用管理アドバイザーによる事業主等からの外国人労働者の雇用管理に関する高度かつ専門的な相談への対応を行う。 また、外国人労働者の職場定着の促進等が図られるよう、外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備に取り組んだ事業主への助成を行う。 さらに、外国人の地域への定着に係る効果的な支援内容等について把握・整理し、好事例や改善点について、地方公共団体等に周知を図るとともに、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」上選任が求められている雇用労務責任者への講習について検討し、試行的に実施する。	・事業所訪問指導件数（件）	厚生労働省	外国人労働者を雇用する事業主に対しては、通年でハローワークが事業所訪問指導を実施し、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（外国人雇用管理指針）に基づき雇用管理改善に関する指導等を行うとともに、事業主向け外国人雇用管理セミナー等においても、外国人雇用状況届出や助成金等の周知を図っている。特に、6月には「外国人雇用啓発月間」を開催し、当該期間に積極的な周知啓発を行っている。 外国人労働者を雇用する事業主等を対象とする雇用労務責任者講習については、「外国人労働者雇用労務責任者講習検討委員会」にて、講習に係るカリキュラム等の検討を行い、令和5年度より試行的に講習を実施している。引き続き、カリキュラム等の見直しを行い、講習を実施していく。
62	定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練を実施するほか、都道府県等の実情に応じ、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置を進める。また、好事例の収集及びその周知等を図ることで日本語能力に配慮した職業訓練の実施を希望する地方公共団体を支援する。	・現在訓練を実施している都道府県から好事例を収集し、全都道府県に対し周知を実施 ・前年度の実施状況の把握・公表を実施	厚生労働省	定住外国人を対象とした日本語能力に配慮した職業訓練について、令和6年度は8県で24コース実施した。 定住外国人職業訓練コーディネーターについて、令和6年度は3県に配置した。 引き続き好事例の周知等により、訓練の実施を希望する地方公共団体の支援を行う。 【実施コース数】令和3年度：22 令和4年度：23 令和5年度：26 【コーディネーター配置都道府県数】令和3年度：3 令和4年度：3 令和5年度：3

令和6年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和7年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
63	厚生労働省のホームページや各種パンフレット、都道府県労働局の助成金説明会等を活用して、人材開発支援助成金制度の周知・広報を図り、外国人を含む労働者の職業訓練等に取り組む事業主等を支援することにより、当該労働者のキャリア形成を促進する。	・従来の取組を踏まえた更なる周知・広報の実施	厚生労働省	厚生労働省のホームページや各種パンフレット、都道府県労働局の助成金説明会等により、事業主等に対して人材開発支援助成金制度の周知・広報を実施しており、引き続き行っていく。
◎「高齢期」を中心とした外国人に対する支援等				
64	外国人が「高齢期」を迎えたときに年金を受給できるよう年金制度の周知を図るため、多言語によるパンフレットの配布、日本年金機構ホームページ及び出入国在留管理庁ホームページの外国人生活支援ポータルサイトへの掲載等、現在実施している外国人向け周知・広報を継続するとともに、更なる充実を検討し、可能なものから順次実施する。また、周知・広報の実効性をより高めるため、周知・広報の機会の拡大を検討し、必要に応じて関係機関への協力を依頼した上で、可能なものから順次実施する。	・更なる充実を行った周知・広報の実施 ・拡大した機会による周知・広報の実施	厚生労働省	日本年金機構においては、各種パンフレットの多言語化や日本語版へのフリガナ付記、わかりやすい日本語による制度案内を進め、日本年金機構ホームページへの掲載に加え、関係機関のホームページにもリンク先として掲載しており、周知・広報を継続して実施するとともに更なる内容の充実を図っている。 令和6年度においては、関係省庁と連携して以下のような取組等を実施した。 ・出入国在留管理庁：保険料の納付義務及び免除等を周知するパンフレット（日本語・英語）を作成し、在留カードを交付する空港や在留期間の更新等を行う地方出入国在留管理官署に設置するとともに、出入国在留管理庁のホームページを活用した制度周知の充実。 ・総務省：保険料の納付義務及び免除等を周知するパンフレット（日本語・英語）を作成し、総務省と連携し、転入届出等を行う市区町村の窓口に設置するとともに、転入届出の手続き後の国民年金窓口への案内を依頼し、早期かつ確実な周知。 ・文部科学省：学生納付特例制度を周知するポスターやパンフレット（日本語・英語）を作成し、大学等の学内への配備等を行うとともに、学生向けポータルサイトへの留学生向けの制度周知（リンク掲載）を依頼。 また、日本年金機構第4期中期目標・中期計画（令和6年度～令和10年度）において、外国人向け周知・広報を主な施策内容と位置づけており、引き続き、更なる内容の充実や機会の拡大の検討を進め、必要に応じて関係機関への協力を依頼した上で、可能なものから順次実施していく。
65	厚生労働省ホームページに掲載している介護保険制度に関するリーフレットにより、外国人への情報提供・発信を継続するとともに、必要に応じて当該リーフレットの内容の更新等を検討する。	・制度改正を踏まえた情報提供・発信の実施	厚生労働省	制度改正を踏まえ、多言語対応版リーフレットを更新した。引き続き、多言語による制度周知を実施する。
◎ライフステージに共通する取組				
66	再掲4			
67	再掲15			

令和6年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和7年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
4. 共生社会の基盤整備に向けた取組				
◎共生社会の実現に向けた意識醸成				
68	外国人との共生社会の実現に向けた意識の醸成・理解を促進していくための啓発月間を創設するとともに、共生社会の実現をテーマとした各種啓発イベントを行うことを検討し、必要な啓発イベントを順次実施する。 また、各地の外国人在留支援に関係する機関が実施するイベントにおいて、外国人在留支援センター（F R E S C / フレスク）に関する広報活動や、当該イベントについて、F R E S C における周知・協力等を行うなど、地域における啓発活動を推進する。	・啓発イベントの参加者数（令和8年度において、5,000人を目指す） ・各種啓発イベントの広報実施状況 ・啓発イベントの認知度 ・周知を行ったイベント数	法務省	【啓発イベントの実施】 約1,600の関係機関に啓発月間等に係るポスターやチラシを配布するなどして、積極的な広報活動を実施した結果、啓発イベントの参加者数が約3,100人と前回よりも約500人増加した。 また、全国の小中高校等に対する出前講座についても申込方法等の改善を図るなどして取り組んだ結果、昨年を上回る120校、約13,000人の児童・生徒に対して、出前講座を実施した。 今回の取組を踏まえ、イベントの構成、広報等について更なる改善を行っていく。 【F R E S C の広報及び地域における啓発活動】 令和6年度に、外国人技能実習機構などの関係機関が開催した研修・講演に講師として参加した際や各国文化を紹介するイベントに参加した際に、外国人在留支援センター（F R E S C）の業務概要を説明するなどして、F R E S C に関する広報活動を計23回（令和7年2月末時点）行った。 今年度の活動を踏まえ、効果的な広報・周知を順次実施する。
69	政府における外国人に関する共生施策について、外国人や国民の理解を得ながら、既存施策の改善や新たな施策の企画・立案を行っていくため、共生施策の実施状況を白書等として取りまとめ、公表することを検討し、その検討結果を踏まえ、白書等を順次作成・公表する。	・発行部数 ・閲覧者数 ・認知度 ・共生施策を平易かつ簡潔に取りまとめた冊子を作成・公表	法務省	令和5年度に続き、共生施策を平易かつ簡潔に取りまとめた冊子について、令和7年1月に日本語版、令和7年2月に英語版を刊行した。冊子の内容や周知方法等を検証した上で、次年度以降も引き続き、当該冊子を取りまとめ、公表していく。
70	法務省の人権擁護機関では、年間を通じて、「外国人の人権を尊重しよう」を人権啓発活動における強調事項の一つとして掲げ、外国人の人権に関する理解や関心を深めることを目的とする講演会等の開催、啓発冊子の配布、啓発動画のＤＶＤの貸出しやYouTube法務省チャンネルでの配信等の各種人権啓発活動を実施しているところ、これらの取組を引き続き実施する。	（参考指標） ・人権教室総参加者数 ・法務省ホームページの人権啓発等に関するページのアクセス数 ・バナー広告インプレッション数 ・バナー広告クリック数	法務省	法務省の人権擁護機関では、年間を通じて、「外国人の人権を尊重しよう」を人権啓発活動における強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

令和6年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和7年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
71	外国人との共生を更に推進していく必要があることから、引き続き、国際移住機関（IOM）との共催による「外国人の受入れと社会統合のための国際フォーラム」を開催し、外国人の受入れ施策を講じるための知見を得る機会とする。	・フォーラム開催実績・参加者数	外務省	令和6年度にあつては令和7年2月13日に「共生社会実現に向けた自治体間の国内外連携」をテーマに開催した。本フォーラムの今後の開催については、共催者であるIOMとも相談しつつ検討していく。
72	散在地域における日本語指導等の指導体制構築などのモデル的な実践研究を実施する。また、「多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究」の調査研究の成果を踏まえ、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を進める。 補助事業「帰国・外国人児童生徒等のきめ細かな支援事業」の活用を地方公共団体に促し、共生社会における共に学び成長する授業を推進する取組を充実する。	・多文化共生に関する研究の成果を普及	文部科学省	「多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究」により、日本人と外国人が互いを尊重しながら共に学ぶ授業の実施や、散在地域における日本語指導等の指導体制構築などのモデル的な実践研究を実施し、調査研究の成果を踏まえ、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を進めている。 補助事業「帰国・外国人児童生徒等のきめ細かな支援事業」の活用を地方公共団体に促し、共生社会における共に学び成長する授業を推進する取組を充実している。 引き続き、これらの取組を推進していく。
◎ 社会制度等の知識習得のための仕組みづくり				
73	再掲6			
74	再掲7			
◎ 外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等				
75	出入国管理統計及び在留外国人統計等のバックデータ等を活用し、国籍、年齢、在留資格及び雇用状況届出情報等を基に業種（職種）別などの外国人の生活状況の実態把握が可能な新たな統計表を順次作成・公表する。 また、出入国在留管理庁が保有する外国人に関する属性情報及び地域別の在留情報等を活用し、各府省庁が所管する既存の統計表に新たに取り入れることができる項目を調査し、各府省庁が有する得意分野を分担することにより、外国人の生活状況の実態把握が可能な府省庁横断的な統計表を順次作成・公表する。	・新たな統計の作成・公表	法務省	令和5年度に実施した各府省庁、地方自治体に対する出入国在留管理庁が保有する行政記録情報の利活用状況、要望等に係るニーズ調査の結果などから、「在留外国人統計」について、①市区町村ごとに在留資格や国籍別で在留外国人数の把握が可能な統計表（テーブルデータ）の公表、②在留資格「特定活動」「定住者」の在留目的部分の公表項目拡大、③在留外国人数の推移が確認できるデータベースのe-Statへの掲載を行った（①②は、在留外国人統計（令和5年末）から公表、③は、在留外国人統計（令和6年6月末）から公表）。また、令和4年末から令和5年末の間、公表を廃止していた④総在留外国人に関する統計表について、令和4年末から遡って公表した。 引き続き、外国人の生活実態の把握が可能な統計表の更なる充実に向けた取組を推進する。

令和6年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和7年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
76	外国人労働者の労働条件、キャリア形成等の雇用管理の実態の把握に加え、労働移動等の実態を適切に把握するための統計調査を実施する。	・新たな公的統計の実施	厚生労働省	外国人労働者を対象とした「外国人雇用実態調査」について令和5年度から実施している。10月から11月を調査実施期間とし、調査実施年の翌年に公表予定としている。調査結果については、令和6年12月に調査結果を公表した。
77	再掲15			
78	再掲69			
◎ 共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化				
79	再掲16			
80	受入環境調整担当官の職員研修を拡充することにより、専門性の高い職員を育成し、外国人の支援や受入れ環境整備を促進する。	・研修期間 ・研修1回当たりの単位数 ・研修参加者数 ・研修内容の見直し回数	法務省	令和6年5月13日から同月17日までの5日間、受入環境調整担当官等に対する研修を実施した。研修員に対するアンケートでは、研修員の約8割が各科目について「有意義」であったと回答しており、十分な効果があった。今後は、より多くの職員を対象としたものにするか等についても検討していくとともに、最新の社会情勢や地方官署におけるニーズ等を踏まえ研修内容等を更に見直し、令和7年度においても、より充実した内容の研修を実施する。
81	国が発信する情報へのアクセスや、地方公共団体の一元的相談窓口での相談が困難な在留外国人を主たる対象として、民間支援団体が行う情報発信・情報提供、困難に陥っている外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための事業を実施する。また、事業の結果を踏まえ、必要かつ可能なものを実施していく。	・情報発信等の支援実施の件数	法務省	民間支援団体を通じて情報発信・情報提供等を実施している。当該団体は、国が発信する情報へのアクセスや、地方公共団体の一元的相談窓口での相談が困難な在留外国人を主たる対象とした情報発信を62回、困難に陥っている外国人に対するアウトリーチ支援を114回実施した。引き続き、同事業の結果を踏まえ、情報発信や相談対応、窓口への同行支援等について必要かつ可能なものから実施してまいりたい。

令和6年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和7年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
82	地方出入国在留管理局に設置されている外国人在留総合インフォメーションセンターに寄せられた相談について、必要に応じて当該相談の解決に向けて地方公共団体等の関係機関と連携・協力して対応する。そのための受入環境調整担当官及び地方公共団体担当者等に対する研修の実施並びに研修実施状況の分析・検証、地方出入国在留管理局における関係機関との連携事例等の共有等関係機関との連携強化に資する取組を実施する。	・関係機関間の連携強化等の取組の実施（令和4年度（2022年度）以降の検討結果を踏まえて検討）	法務省	地方出入国在留管理局に設置されている外国人在留総合インフォメーションセンターに寄せられた相談について、受入環境調整担当官が相談の解決に向けて地方公共団体等の関係機関と連携・協力して対応している。 今後、外国人在留総合インフォメーションセンターに寄せられた相談のうち、受入環境調整担当官に引き継いだ事例を全国の地方出入国在留管理局へ共有していく。 引き続き、外国人在留総合インフォメーションセンターの運營業務マニュアルについて、関係府省庁協力のもと、各府省庁等の相談窓口等の情報を順次追加していき、関係府省庁との連携強化を図りつつ、相談対応を強化する予定。
83	法令整備及び関係機関との必要な調整等を講じて、マイナンバーを利用した行政機関間の情報連携によって関係機関から情報を直接取得する仕組みを構築し、提出資料の省略による在留資格手続の利便性の向上及び正確な情報に基づく円滑な審査の実施による適正な在留管理を実現するための検討を行う。	・令和5年（2023年）に成立した番号利用法等の一部改正法において、マイナンバーを利用可能な行政手続に「在留資格に係る許可に関する事務」等が追加されたことを踏まえ、法令整備等の必要な措置について検討を行う。	法務省	法令整備及び関係機関との必要な調整等を講じて、マイナンバーを利用した行政機関間の情報連携によって関係機関から情報を直接取得する仕組みを構築し、提出資料の省略による在留資格手続の利便性の向上及び正確な情報に基づく円滑な審査の実施による適正な在留管理を実現するための検討を行った。 令和8年度末のマイナンバーを利用した情報連携の開始を目指し、引き続き、関係機関との調整、法令整備及びシステム整備等、必要な準備を進める。
84	在留資格手続のオンライン申請や電子届出について、完全オンライン化の実現及び利便性の向上を図るとともに、関係省庁と連携し、マイナポータルの自己情報取得APIによる取得可能な情報の拡大の検討を行う。	・検討結果を踏まえ必要な措置を実施 ・マイナポータルの自己情報取得APIによる取得可能な情報の拡大の検討	法務省	在留申請オンラインシステム及び電子届出の完全オンライン化の実現に向けて、在留申請オンラインシステムの操作の利便性を向上させる改修や外国人本人がマイナンバーカードを使用して自己の所得・個人住民税情報を取得可能とする改修を行った。また、利用者アンケートなどで寄せられた意見・要望等を踏まえながら、更なる利便性の向上を目指し、システム改修に向けて検討・調整を行っている。 引き続き、利便性向上に係るシステム開発を行っていく。また、今後、関係省庁と連携し、自己情報の取得対象の拡大に向けて検討を行っていく。
85	再掲18			
86	マイナンバーカードと在留カードの一体化について、令和6年（2024年）通常国会において成立した出入国管理及び難民認定法等一部改正法の公布後2年以内の施行に向けて、関係省庁とともに政省令やシステム等を整備する。	・法令及びシステム等の整備	法務省	令和6年通常国会において成立した「出入国管理及び難民認定法等一部改正法」に基づき、早期の施行に向けて、関係省庁とともに政省令やシステム等の整備を進めた。 引き続き、関係省庁とともにマイナンバーカードと在留カードの一体化のための政省令やシステム整備等の必要な準備を進める。

令和6年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和7年3月末時点

施策 番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
87	再掲4			
88	地方出入国在留管理局を拠点として民間支援団体等に対し、情報提供・相談対応を行うとともに、受入環境調整担当官及び地方公共団体担当者等に対する研修の実施並びに研修実施状況の分析・検証、地方出入国在留管理局における関係機関との連携事例等の共有等関係機関との連携強化に資する取組を実施する。	・関係機関間の連携強化等の取組の実施（令和4年度（2022年度）以降の検討結果を踏まえ検討） ・把握している外国人支援団体等の数 ・外国人支援団体等への情報発信の回数 ・適切な相談対応の実施	法務省	地方出入国在留管理局を拠点として民間支援団体等に対し、情報提供・相談対応を行った。 令和6年度、受入環境調整担当官が把握している外国人支援団体数は326団体あり、これら団体に対して、関係機関が参加する合同相談会や多文化共生に係るイベント等の情報を52回発信した。 また、出入国在留管理庁において、受入環境調整担当官及び地方公共団体の多文化共生担当者等に対する研修を実施しているほか、地方出入国在留管理局と関係機関との連携事例集を作成して共有する。 引き続き、地方出入国在留管理局を通じた民間支援団体等への情報提供及び相談対応を行う予定。
89	「地域経済分析システム（RESAS）」を参考に、各地方公共団体における外国人に関する基礎統計の把握を通じて重点的な受入れ環境整備につなげるほか、各地方公共団体のデータを見える化するなど、外国人に関する共生施策の企画・立案に資するデータの提供の検討を行う。	・外国人に関する共生施策の企画・立案に係る地方公共団体のデータの活用状況	法務省	地方公共団体における共生施策の検討に資する情報等を収集するとともに、関係省庁等との協議も踏まえて検討を行い、情報提供の在り方について方針を決定した。
◎ 外国人も共生社会を支える担い手となるような仕組みづくり				
90	再掲6			
91	介護福祉士資格の取得を目指す意欲ある外国人留学生の介護福祉士養成施設等の修学期間中の支援を図り、将来当該留学生を介護の専門職として雇用しようとする介護施設等の負担を軽減することを目的として、学費や生活費などについて、奨学金の給付等の支援を行う。	・「外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業」（介護福祉士の資格取得を目指す留学生に奨学金等の支援を行う介護施設等に対する事業）を実施する都道府県数	厚生労働省	平成30年度より、介護福祉士の資格取得を目指す留学生に奨学金等の支援を行う介護施設等に対して、都道府県を通じて当該支援に係る経費の補助を行っており、更なる支援を推進するため、令和6年度当初予算では、当該事業の補助基準額の加算を設けた。令和7年度においても、引き続きこれらの取組を通して外国人材の円滑な就労・定着に有益な取組を行っていく。

令和 6 年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和 7 年 3 月末時点

施策 番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
92	技能実習制度に替わる人材育成と人材確保を目的とした育 成就労制度を創設し、特定技能制度は制度の適正化を図っ た上で引き続き活用していくことにより、外国人材に選ば れる国となるために必要な受入れ環境を整備する。	・技能実習制度に替わる 育成就労制度の整備 ・特定技能制度の適正化 のための整備	法務省、厚 生労働省	令和 6 年 6 月に育成就労制度の創設及び特定技能制度の適正化に係る入管法及び技能実習法の一部改正法が成立・公布された。 同年12月に上記改正法の規定に基づき、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下、特定技能制度及び育成就労制度の 基本方針及び分野別運用方針の作成に当たって有識者から意見を聴取することを目的として、「特定技能制度及び育成就労制度の基 本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」を設置した。また、令和 7 年 3 月には、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に 関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針について」が閣議決定された。 上記改正法は令和 9 年 4 月から 6 月までに施行することとしているところ、施行に向けて、分野別運用方針等の決定や政省令の制定 等を予定している。
93	在留資格「特定技能」に係る介護分野において、分野別協 議会等を通じ、特定技能外国人の相談窓口や活用可能な施 策等、外国人材の受入れに有益な情報提供を引き続き行 う。また、ビルクリーニング分野においても、分野別協議 会や各種セミナー等の場を活用し、人材育成等の優良事例 の周知等の情報提供を引き続き行う。 さらに、介護分野で就労する外国人材が働きやすい環境整 備等のために、介護技能の向上のための研修等の実施に対 する支援、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整 備の推進に対する支援、相談窓口等の支援を行う。	・特定技能外国人にとっ て有用な情報提供を実施 ・特定技能外国人の受入 れに係る環境整備等の取 組の実施	厚生労働省	介護分野においては、協議会運営委員会やメール等で適宜情報発信を行っているところ。また、各都道府県が実施する介護技能向上 のための研修等や介護の日本語学習を自律的に行うための整備及び相談窓口等の経費に係る費用について補助を行っている。さら に、令和 6 年度補正予算においては、外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、受入事業所に対して、外国人介護 人材の活躍に資するツール等（携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェア、eラーニングシステムなど）の導入や、ツール等 が有効活用されるための研修等の実施にかかる費用を助成するために必要な予算を確保している。令和 7 年度においても、引き続き 外国人材の受入れに有益な情報提供や環境整備等の取り組みを行っていく。 ビルクリーニング分野においては、厚生労働省ホームページのデザインを見直し、以前と比べて関係者が必要とする情報にアクセス しやすいつくりとした。また、「ビルクリーニング分野における外国人材受入れ体制適正化調査一式」において、受入機関向けのガ イドライン等の作成や、日本での就労を希望している外国人向けのセミナーの企画を進めている。引き続き、ホームページ及び特定 技能協議会等における情報提供や、外国人材の受入環境整備を進めていく。

令和6年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和7年3月末時点

施策 番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
94	在留資格「特定技能」に係る農業、漁業、飲食品製造業及び外食業の各分野において、分野別協議会等を通じ、出入国在留管理庁のホームページやマッチングイベント等、外国人材の受入に有益な情報提供を引き続き行う。 また、これら各分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために、外国人材の受入れや就労改善等の取組方法及び優良事例の作成・周知、相談窓口の設置等の取組を支援するとともに、外国人材の労働環境の調査・分析、雇用主等への助言活動等の取組を支援する。	・労働環境のアンケート調査において、労働環境に満足していると回答した外国人材の割合	農林水産省	（情報提供） 農業、漁業、飲食品製造業、及び外食業の各分野で、出入国在留管理庁が主催するマッチングイベントについて、各分野の特定技能協議会の構成員である業界団体への周知を実施した。 林業及び木材産業分野では令和6年9月に対象分野に追加されたことを受け、受入機関や関係団体等に対して、制度内容や受入方法について周知を実施した。 （環境整備） 農業分野では、優良事例を収集し、受入機関や関係団体等に対する周知やHPにおける情報発信を実施した。また、外国人材の安全教育に向けた、農作業安全等のパンフレットを多言語で作成した。このほか、農業分野・飲食品製造業・外食業の3分野共同で、外国人及び外国人を受入れる事業者向けの相談窓口（14か国語）を設置し、相談対応と助言活動を実施した。 漁業分野では、漁協等による外国人向け相談対応の取組や巡回指導を支援した。また、人権擁護啓発を目的としたマニュアルの作成や外国人材に向けた日本語学習のための講習会の開催等を支援した。 飲食品製造業分野及び外食業分野では、優良事例を収集し、HP及びポータルサイトにおいて情報発信を実施した。 林業分野では、受入機関等への周知に向けて外国人材の受入事例の収集に取り組んだ。 木材産業分野では、業界団体や受入機関向けのマニュアルを作成し、周知を行った。 【今後の予定】 （情報提供） 各分野において、令和7年度でも引き続き外国人材の受入に有益な情報提供を行う予定。 （環境整備） 農業分野、飲食品製造業分野及び外食業分野では、令和7年度においても引き続き、優良事例の収集・周知や相談窓口における相談対応と外国人材の受入に係る情報提供を実施する予定。 漁業分野では、令和7年度においても引き続き、漁協等による外国人向け相談対応の取組や巡回指導を支援するとともに、人権擁護啓発や外国人材に向けた日本語学習等への支援を行う予定。 林業分野では、今後、収集した受入事例の周知に取り組む予定。 木材産業分野では、今後、優良事例の収集にも取り組む予定。

令和 6 年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和 7 年 3 月末時点

施策 番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
95	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の受入れ企業等を構成員とする製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会や、経済産業省が設置するポータルサイトをと おして、特定技能外国人をはじめ外国人材の受入れに有益な情報提供を引き続き行う。 また、受入れ企業や外国人材を対象とした相談窓口の設置やセミナーの開催、特定技能外国人の受入れに係る優良事例の作成・周知等の特定技能外国人の受入れに係る支援を行う。	・特定技能外国人等にとって有用な情報提供を実施 ・特定技能外国人の受入れに係る支援の実施	経済産業省	・令和 6 年 3 月 29 日の閣議決定により、分野名「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」を「工業製品製造業分野」に変更する方針が示されるとともに、工業製品製造業分野における令和 6 年度から向こう 5 年間の 1 号特定技能外国人の受入れ見込数が令和 5 年度までの 49,750 人から 173,300 人へと増加し、新たに 7 業務区分が追加された。また、令和 6 年 9 月 30 日の告示改正により、特定技能外国人を受入可能な事業所が行う産業の日本標準産業分類が追加された。 ・これらの制度変更の中、特定技能制度の概要や変更点について記載した資料や F A Q 等をポータルサイトに掲載し周知するとともに、受入れ事業者や外国人材向けのセミナーを開催することで、制度の周知・理解促進を図っている。また、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の入会手続きを実施するとともに、受入れ企業や外国人材から相談窓口へ寄せられる相談への対応を進めている。加えて、特定技能外国人の受入れに係る優良事例の把握・周知に係る取組や、製造分野特定技能評価試験に関する情報提供や試験を実施し、受入事業者や外国人材が制度を円滑に活用できるよう支援を進めているところ。 ・令和 7 年 1 月以降も引き続き、ポータルサイトを通じた情報提供や、相談窓口の運営やセミナーの開催、特定技能外国人の受入れに係る優良事例の把握・周知等の支援を実施していく。

令和 6 年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和 7 年 3 月末時点

施策 番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
96	在留資格「特定技能」に係る建設業、造船・舶用工業、自動車整備業、航空業及び宿泊業の各分野において、分野別協議会等を通じ、出入国在留管理庁のホームページやマッチングイベント等、外国人材の受入れに有益な情報提供を引き続き行う。 また、受入れ企業や関係団体等から意見を聴きつつ、優良事例の周知やセミナー、表彰（建設分野における「外国人材とつくる建設未来賞」）の実施等により、受入れ企業等が特定技能外国人を適切に育成し、特定技能外国人も自ら成長できるような環境の整備を促進する。	・特定技能外国人にとって有用な情報提供を実施 ・受入れ企業における人材育成環境の整備	国土交通省	（建設分野） ・特定技能 1 号評価試験の海外試験を12か国で実施。 ・一般社団法人建設技能人材機構（J A C）による特定技能制度説明会を全国で実施。 ・令和 6 年12月に2024年度「外国人材とつくる建設未来賞」表彰式を開催し、パンフレット等により優良事例を周知。 （造船・舶用工業分野） ・出入国在留管理庁が実施するマッチングイベント等について、協議会会員へのメールによる周知及び国土交通省のホームページへの掲載を実施している。 ・その他、巡回指導における外国人労働者の失踪防止策の周知を実施している。 ・特定技能外国人の受入れ環境整備の促進を図るため、優良事例集を国土交通省のホームページにも掲載している。 引き続き、事業者にとって有益な情報の発信・特定技能外国人が成長できる環境の整備を促進するための取組を実施してまいる。 （自動車整備分野） ・更なるマッチングの促進及びキャリアパスの明確化を図るべく、自動車整備事業者に対して、国内マッチングイベント等の周知、自動車整備分野特定技能協議会による特定技能外国人の受入れに係る制度趣旨の案内などを、当該協議会を通じて引き続き行っている。 ・今後は、引き続き他分野の事例等も参考に、制度所管省庁と連携し必要に応じ取組を実施する。また、自動車整備分野特定技能協議会において情報収集に努め、特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知等も行う。 （航空分野） ・出入国在留管理庁が主催するマッチングイベント等について、協議会を通じ関係事業者に周知した。 ・航空局主催のマッチングイベントの開催、受入れ企業等から聞き取った意見を元に特定技能外国人受入・定着導入マニュアルを作成し周知した。 （宿泊分野） ・観光庁では、海外におけるジョブフェアなどを 6 カ国で開催し、開催に際しては、あらかじめ出入国在留管理庁のホームページでの周知も行った。 ・また、当該ジョブフェアにおいては、実際に日本の宿泊分野で就労している特定技能外国人の活躍事例を紹介した。今後も、外国人材の受入れに関するイベントなどの情報を提供していく。

令和6年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和7年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
97	社会参加に意欲のある外国人及び多文化共生に理解のある日本人の育成、また外国人と地域コミュニティ、地方公共団体等との橋渡しなどにより、外国人・日本人の双方が共生社会の担い手となるような体制構築を支援する。 多文化共生社会構築に向けた取組の一環として、 ①外国人地域リーダーの育成（外国人受入れ企業、日本語学校、自治組織、学校、行政等の日本側パートナー団体を巻き込み、日本在住外国人の市民団体の活動を支援する。（防災活動、自治会活動、日系人リーダー育成等）） ②国内外の多文化共生に精通した国際協力推進員等の活動推進（加えて、異文化コミュニケーション・多文化共生に理解のあるJICA海外協力隊事業を通じた人材育成及び帰国隊員の活動推進）を実施する。	・研修を実施した地方公共団体・関係団体数（令和8年度（2026年度）累計30団体） ・全国で活動する国際協力推進員の累計数（令和8年度（2026年度）累計100名）	外務省	外国人地域リーダーの育成、およびJICA国際協力推進員等の活躍推進については、施策内容に沿った取組を実施中。具体的には、令和6年度において、14団体の地方公共団体・関係団体を対象とした研修等を実施し、新規に27名の国際協力推進員を配置、全国で活動中。また、外部からの寄附を活用した外国人介護人材のリーダー育成に新たに着手したほか、「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」等と連携した活動も実施。 引き続き、異文化コミュニケーション・多文化共生に理解のあるJICA海外協力隊事業を通じた人材育成及び帰国隊員の活動、および国内外の多文化共生に精通した国際協力推進員等の活動やJP-MIRAIとの連携を推進する。また、社会参加に意欲のある外国人及び多文化共生の理解のある日本人の育成、外国人と地域コミュニティ、地方公共団体等と連携した研修等などにより、外国人・日本人の双方が共生社会の担い手となるような体制構築も支援する。
98	「地方公共団体の地方創生に資する外国人材受入支援・共生支援に係る施策の推進等に関する調査」により外国人材の受入れ支援や共生支援などの優良事例等の収集・横展開を行う。地方公共団体の地方版総合戦略に基づく先導的な取組については、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の活用も含め支援する。	・特定技能外国人がいる全ての市において、特定技能外国人の受入れ支援や多文化共生支援のための先導的な施策を取り入れている割合（令和8年度（2026年度）85%）	内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局	外国人材の受入れ支援や共生支援などの優良事例等の収集した事例集を作成し、HP上で公表したりオンラインセミナーで紹介したりするなど横展開を行った。必要に応じて、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を活用することも周知し、令和6年度デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）（第1回・第2回）において、地域における外国人材の活躍と多文化共生社会の実現を図る、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を支援した。（令和6年度交付対象関連事業：33事業） 引き続き、外国人材の受入れ支援や共生支援等の優良事例の収集・横展開を行い、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の活用推進を含めた支援を行う。
99	国家戦略特別区域制度により、令和3年（2021年）7月に措置された「国家戦略特別区域外国人美容師育成事業」について、国家戦略特別区域内における活用の促進を図る。	・育成外国人美容師数の増加 ・特例活用する地方公共団体数の増加	内閣府（地方創生推進事務局）	令和4年8月に東京都が外国人美容師育成事業の監理実施機関を決定し、令和5年4月に外国人美容師の就労が開始され、令和7年3月時点で10名が就労している。
◎ 共生社会の基盤としての在留管理体制の構築				

令和6年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和7年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
100	永住許可の予見可能性を高めるため、独立生計要件及び国益要件における目安額を設定することに加え、永住許可直後に不自然な事情の変更が生じる事案が見受けられることを踏まえ、審査方法の見直しの必要性を検討するほか、許可後に公的義務を履行しなくなるなど、永住者としての要件を満たさなくなったと思われる事案について、永住許可の取消しを含めて対処できる仕組みを構築する。	・ 検討結果を踏まえ必要な措置を実施	法務省	独立生計要件等の目安額の設定等について引き続き検討を進めている。当該検討の結論を得た後、新たな審査の運用に向けた準備を行う。 永住許可の要件を明確化した上で、永住者の在留資格の取消事由を追加した入管法改正案が令和6年通常国会において成立し、令和6年6月21日に公布された。公布から3年以内の施行に向け、準備を進める。
101	外国人雇用状況届出情報をはじめとした偽装滞在者等に係る情報の収集・分析を強化するなどして、迅速かつ効果的な事実の調査や摘発に活用するための必要な体制を検討し、構築する。	・ 偽装滞在者及び偽装滞在をほう助する者等として退去立件された者の数	法務省	令和5年12月に実施した入管法違反事犯防止及び摘発対策協議会において、関係機関から共有された情報等を参考に、効果的な摘発手法等を検討するとともに、外国人雇用状況届出情報等を効率的に活用し、積極的な偽装滞在者等の摘発に取り組んでいる。 また、近年、偽装滞在の手口が悪質・巧妙化していることから、警察等関係機関と緊密に連携し、悪質事案については積極的に刑事処分を求めるなどして厳格に対応するとともに、このような事案の実態解明に向けた取組の強化に努める。
102	関係機関との協力関係を強化し、不法滞在者等の縮減に向けた摘発や、不法就労防止及び不法滞在者の自主的な出頭促進に向けた広報・啓発活動を積極的に実施する。	・ 不法残留者統計における対前年比減 ・ 「共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」の実施等による適正な雇用等に関する効果的な周知	法務省	令和6年6月、政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」に時期を合わせて、「共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」において、警察等関係機関と連携し、不法就労者等の摘発を推進したところ、前年同期を大きく上回る成果を挙げた。 引き続き関係機関と連携の上、摘発の推進や同様の取組を実施し、不法滞在者等の縮減に取り組む。 また、適正な外国人の雇用を推進して不法就労を防止するため、上記推進月間において、国民を始め、外国人を雇用する企業、関係団体等に対して、関係省庁、地方公共団体等の協力を得てリーフレットを配布するとともに、駅前や繁華街での街頭広報活動などを通じて、外国人を受け入れるに当たっての留意点のほか、不法就労防止に係る啓発活動を行った。引き続き、同様の取組を実施していく。

令和6年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和7年3月末時点

施策 番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
103	事案に応じた送還形態の一層の充実を図ることにより、送還を促進していくとともに、国際移住機関（IOM）による自主的帰国及び社会復帰支援プログラムの更なる活用により、自発的な出国を促進していく。また、これら取組を促進するための必要な体制の強化及び環境の整備を図る。	・送還忌避者の縮減が実現 ・被退去強制者の送還が停滞しない体制の構築	法務省	令和6年度、国費送還に従事する入国警備官が19人増員されたことや予算が増額されたことにより、送還の実施体制の強化を行った。さらに、本年11月には特別科（警備処遇・令書執行）研修の中で、改正入管法施行後の送還業務、IOMの活用及び予算を始めとする関連業務等の講義を行い、地方局職員にも送還業務の重要性を改めて認識させることで、送還促進のための環境整備を図ることができた。 法改正後の送還状況としては、送還停止効の例外を適用した送還数が増加傾向にあるため、来年度以降も送還形態の一層の充実化を図るとともに、それら取組を促進するための必要な体制及び環境の整備を進めることとする。
104	国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）等の関係機関と緊密に連携しつつ、難民該当性に関する規範的要素の明確化、難民調査官の能力向上及び出身国情報の充実を通じて、難民等認定制度の運用の一層の適正化を図る。	・明確化に関する文書を公表 ・研修の件数 ・情報交換を実施	法務省	入管法等改正法の衆議院の修正において、難民調査官に対して必要な研修を行うものとされているところ、引き続き、特別科研修、新任難民調査官への研修及びケース・スタディ方式の研修を実施し、内容の充実を図っているほか、令和6年から新たに、出身国情報の収集及び分析に特化した「出身国情報研修」を実施している。加えて、令和7年からは通訳人を対象とする研修を実施しており、引き続き難民調査官等の更なる能力向上を図る。 また、令和6年にはUNHCRとの間で行っている難民調査官の調査の在り方についてのケース・スタディの成果を各地方局に周知し、難民等認定制度の適正な運用につなげている。さらに、難民認定数の多い諸外国当局との間において、難民認定審査における先例に基づき、審査における判断の在り方等に関する意見交換の実施を継続していく。